提出の際のチェックリスト



* 保険料及び一般拠出金の計算の際、1円未満の端数が生じた場合、切り捨てをしている。

例）100.111円の場合→100円

* 年度中に終了した工事を全て記載した。

→年度中に終了していない工事については、終了した年度に申告をするため取り除いてください。

* 元請事業場として施工した工事を全て記載した。

→下請会社として施工した工事については、工事の元請事業場が申告するため、除いてください。

* 各工事の労務費率は適切である。

→労務費率は各工事や年度によって異なる場合があります。ご不明な場合は、神奈川労働局労働保険徴収課までお問い合わせください。

* 各工事の労災保険料率の適用は適切である。

→労災保険料率は各工事や年度によって異なる場合があります。ご不明な場合は、神奈川労働局労働保険徴収課までお問い合わせください。

* 請負金額に消費税を含めないで計算できている。

　→消費税につきましては、工事開始日が

平成27年4月1日以降のもの

については、除いて計算することとなっています。

工事開始日が平成27年4月1日よりも前の工事が終了した場合には、神奈川労働局労働保険徴収課までお問い合わせください。